

# 景観計画(素案)についてご紹介します

## — 景観誘導の仕組み編 —

下田に携わるすべての人が、景観に関心を持ち、景観形成に取り組んでいくために、市域全域を景観計画の対象区域とします。また、下田まち遺産が特に多い地域を「景観誘導ゾーン」、さらに景観誘導ゾーンの中で特に貴重な下田まち遺産が集積している地区を「景観重点地区」と設定します。

### 景観誘導の基本的な考え方

下田に携わるすべての人に、建築物・工作物の建築や開発行為等を行う際に、“下田まち遺産”に配慮し、良好な景観形成に努めていただくため、市の窓口（景観担当課）への事前相談を行っていただき、景観に配慮する事項（景観配慮事項）を提出していただきます。

また、市域全域、景観誘導ゾーン、景観重点地区のそれぞれに定めた一定規模を超える行為については、景観法に基づく届出をあわせて行っていただきます。



### 区域別景観誘導の仕組みの概要

#### 【対象となる行為】共通

- 建築物の新築・改築等
- 工作物の新築・改築等
- 開発行為・宅地造成
- 屋外における物件の堆積
- 土石の採取・鉱物の掘削等



#### 市域全域

市域全域を景観計画の対象とします。  
(景観誘導ゾーン、景観重点地区以外の区域)

一定規模を超えるもの 建築物の場合は、高さ13m超 又は延床面積500㎡超	○景観法に基づく届出 ○景観配慮事項の提出
その他のもの 建築物の場合は、上記規模以下 のもの（延床面積10㎡超）	○景観配慮事項の提出

#### 景観誘導ゾーン

下田まち遺産が特に多い地域を景観誘導ゾーンとして設定します。(ゾーン内の重点地区を除く区域)

一定規模を超えるもの 建築物の場合は、高さ10m超 又は延床面積300㎡超	○景観法に基づく届出 ○景観配慮事項の提出
その他のもの 建築物の場合は、上記規模以下 のもの（延床面積10㎡超）	○景観配慮事項の提出

#### 景観重点地区

特に貴重な下田まち遺産が集積している地区を景観重点地区として設定します。

すべてのもの 建築物の場合は、 延床面積10㎡超	○景観法に基づく届出 ○景観配慮事項の提出
--------------------------------	--------------------------

景観計画(素案)についての概要や届出にあたっての景観形成基準等については、ホームページに掲載してあるほか、建設課においても配布しています。ぜひご覧ください。

問合せ先 建設課都市住宅係 ☎ 2219 E-mail kensetsu@shimoda.shizuoka.jp

### 平成21年度がん検診等予定表

(対象年齢：平成22年4月1日現在)

検診名	対象年齢	検診間隔	料金	実施月(予定)
大腸がん検診	40歳以上	毎年1回	500円	6・7・8月
肺がん検診	40歳以上	毎年1回	(胸部X線) 無料 (喀痰検査) 700円	9月
結核検診(X線検査)	65歳以上	毎年1回	無料	9月
胃がん検診(胃部X線検査)	35歳以上	毎年1回	1,000円	9月
肝炎ウイルス検査	40歳以上の未受診者	1回のみ	800円	9月
子宮がん検診(子宮頸がん)	20歳以上の偶数年齢女性	2年に1回	1,700円	9・10月
乳がん検診(マンモグラフィ)	40歳以上の偶数年齢女性	2年に1回	1,500円	平成22年2・3月

70歳以上の方及び長寿者医療制度に加入されている65歳から69歳の方は無料です。

問合せ先 健康増進課健康づくり係 ☎ 2217

### 平成21年度

## がん検診等の申込みを受け付けています



市の検診以外に検診を受ける機会のない方は、ぜひ受診してください。  
前回、各種がん検診を受診された方には、各検診の実施前月の中旬に受診券を郵送します。  
前回は、各種がん検診を受診された方には、健康増進課健康づくり係まで電話にてお申込みください。

申込期限 受診券の発送事務等のため、検診開始1か月前にはお申し込みください。  
特定健診(40歳から74歳対象)は、各保険者での実施となります。下田市では、下田市民健康保険に加入されている40歳から74歳の方と長寿者医療制度に加入されている方を対象に6月から8月に実施する予定です。

### 家電リサイクル対象品目に液晶・プラズマテレビと衣類乾燥機が追加!



4月1日より、液晶式テレビ「プラズマ式テレビ」、衣類乾燥機が新たに家電リサイクル法対象品目になりました。

すでに対象となっている、4品目と同様に、原則として、購入した店が買い換えする店で引き取ってもらうこととなります(リサイクル料金+収集運搬料がかかります)。  
・販売店不明の場合等は清掃センターへ持ち込みできませんが、家電リサイクル券+送料が必要となります。  
・粗大ごみとしての持込はできません。  
問合せ先 清掃センター ☎ 6686

### 市役所から「しんはは」vol.8

#### 定額給付金の受け付けが始まりました

定額給付金の申請書類は、皆様のお手元に届きましたでしょうか？

今回は、この場をお借りして申請に当たっての注意事項をお知らせします。申請から支給まで

まず給付金の支給方法ですが、基本的に「口座振込」となります。窓口で現金をお配りする映像をニュース等でご覧になった方も多いと思いますが、現金の保管の問題や取り違えのミスを防ぐため、金融機関の口座を持っていない等の特別な事情がない限り口座振込とさせていただきますのでご了承ください。

申請書には、①振込みを希望する金融機関口座の通帳若しくはキャッシュカードのコピー、②免許証等の身分証明書のコピーの添付が必要となります。これは他人による「なりすまし」を防ぎ、口座番号と本人かどうかを確認す



(総務課 鈴木大輔)

るためです。お手数ですが忘れずお願いします。「コピーを取れる場所が近くにない」といった方は窓口で対応させていただきますが、受付開始当初は大変な混雑が予想されます。申請期間は6か月ありますので余裕を持ってお越しください。  
振り込め詐欺にご注意を！  
最後になりましたが、振り込め詐欺には十分ご注意ください。市役所からATM(現金自動預払機)の操作をお願いしたり、手数料を求めるとは絶対にありません。不審な電話がかかってきましたら警察又は窓口までご連絡をお願いします。  
支給までもう少しお待ちいただきますが、給付金の使い道をまだ決めていない方、ぜひ市内商店でのお買い物を検討ください！  
申請について不明な点がございましたら、窓口(別館1階 ☎ 5600)までお問い合わせください。